

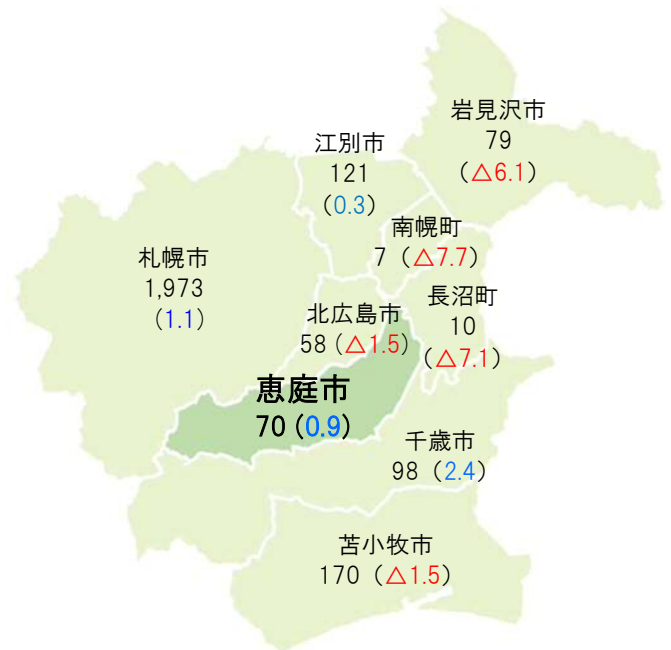
導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

① 恵庭市の人口構造

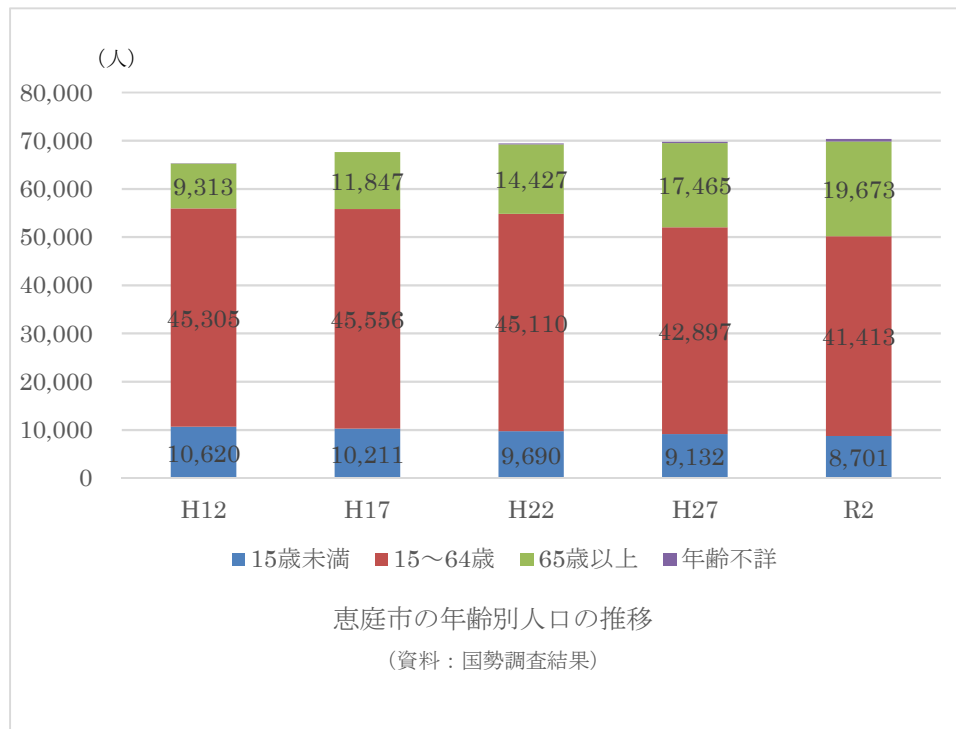
恵庭市の人口は、令和5年4月末時点で70,176人（令和5年4月住民基本台帳）であり、北海道内で人口が増加している、数少ない市のひとつである。（道内179市町村のうち、12市町村で人口が増加し、167市町村で減少、令和2年国勢調査）



恵庭市の人口推移
 (資料：平成2年～令和2年 国勢調査結果、令和4年 住民基本台帳)

恵庭市及び周辺地域の人口
 (資料：平成27年、令和2年 国勢調査結果)
 ※0の数値は、平成27年と令和2年の人口変化率を示す。

生産年齢人口は、令和2年時点で約4万1千人となっており、平成17年の約4万5千人をピークに減少している。また、65歳以上の人口は、平成27年の約1万7千人から令和2年には約2万人に増加し、割合も平成27年の25%から令和2年には28%と増加している。



②恵庭市の産業構造

恵庭市は、国道36号線、道央自動車道やJR千歳線が市内を縦貫し、「道都・札幌」中心部へ1時間、空の玄関「新千歳空港」へ20分、「苫小牧港」へ1時間で移動が可能であるという地理的条件に恵まれていることから、工業団地には食品製造業を始めとして大規模製造工場が多く立地している。

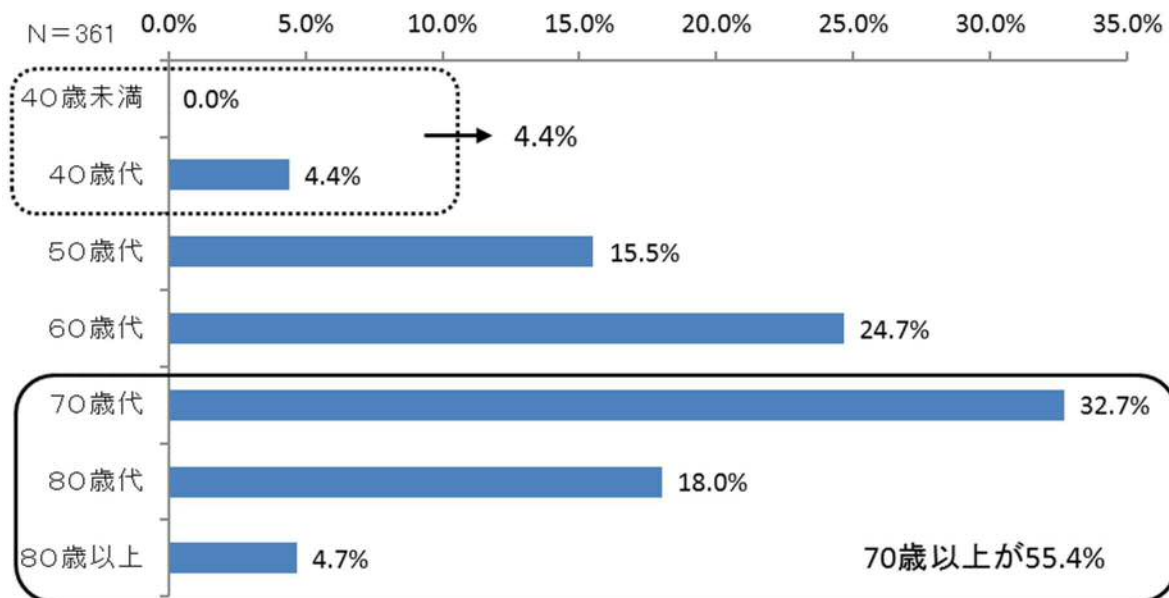
市内企業における企業産業大分類別売上金額は、卸売業・小売業が55,575百万円、次いで製造業が33,196百万円となっており、事業所の割合は、卸売業・小売業が全体の約23%、宿泊業・飲食サービス業が約14%となっている。

また、従業員の割合では製造業が全体の約21%、次いで卸売業・小売業が約20%となっており、従業員規模別に事業所数をみると、「1～4人」が全体の約53%で最も多く、次いで「5～9人」が約20%となっており、9人以下の事業所が全体の約73%となっている。このことから、小規模事業者と思われる企業が多い。(平成28年経済センサス基礎調査結果)

③事業所数の減少と経営者の高齢化

市内の民営事業所数は、平成26年では1,894事業所、平成28年には1,852事業所と微減している。(平成26年経済センサス基礎調査、平成28年経済センサス活動調査結果)

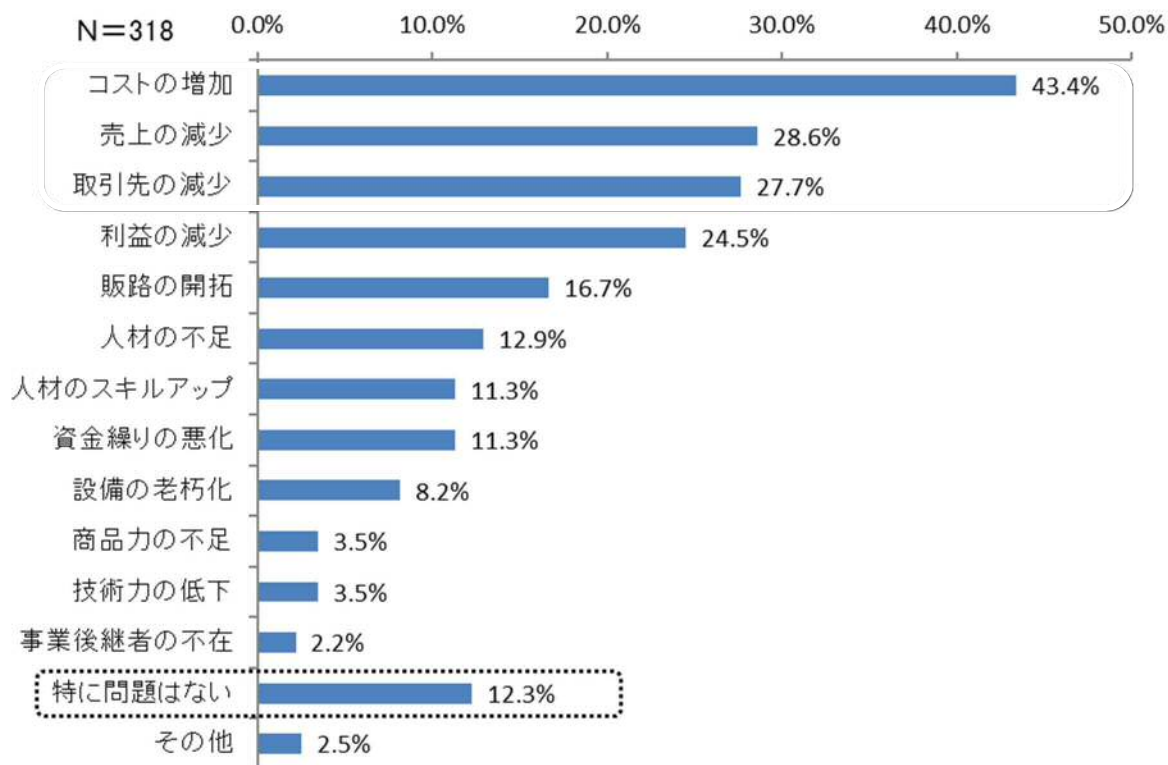
また、代表者の年齢は、「70歳代」32.7%、「60歳代」24.7%。「80歳代」18%の順になっており、代表者の5割以上が70歳以上であり、総じて高齢化の傾向がみられる。一方、40歳代以下の若手経営者は全体の1割にも満たない状況になっている。(令和元年度恵庭市中小企業経営改善調査)



代表者の年齢（資料：令和元年度 恵庭市中小企業経営改善調査）

④産業の課題

恵庭市中小企業経営改善調査において、経営上の課題についても調査しており、コストの増加、人材不足、設備の老朽化等、様々に課題を抱えていることが分かっている。



経営上の課題（資料：令和元年度 恵庭市中小企業経営改善調査）

(2) 目標

恵庭市では平成28年1月に恵庭市中小企業振興基本計画を策定している。この計画の基本戦略において「持続的な生産・経営基盤の確立支援」を掲げており、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、小規模事業者を含めた市内企業の経営の効率化による経済の更なる発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に6件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

恵庭市の産業構造は、ひとつの産業に偏在しているとはいいがたく幅広い設備において生産性の向上を図ることが必要であるため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

恵庭市の地域の状況としては、国道36号線を中心に市街地が形成され当該市街地に人口が集積し、そこにおいて多くの小売業やサービス、飲食業が営まれているほか、製造業は市街地に隣接する工業団地に立地している。これらのことから、市内全域において生産性を向上させる必要があることから、恵庭市全域を本計画の対象とする。

(2) 対象業種・事業

恵庭市内の各産業における中小企業の労働生産性の向上を目指すことから、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様であるため、本計画において対象となる事業は、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業全てとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年6月20日～令和7年6月19日までの2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 雇用への配慮

人員削減を目的とした取り組みを計画認定の対象としない等、雇用の安定に配慮するものとする。

(2) 健全な地域経済の発展への配慮

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮するものとする。